

○財務省告示第二百三十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十一年六月九日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第七十 六回、第八十回、第八十一回、 第八十五回、第九十八回及び第 百二回）及び利付国庫債券（三 十年）（第一回、第二回、第三回、 第四回、第五回、第六回、第七 回、第八回、第九回、第十回、 第十一回、第十二回、第十三回、第十四回、 第十五回、第十八回、第十九回、 第二十回、第二十一回、第二十 二回、第二十五回、第二十六回 及び第二十九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			





名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付二十年庫債券） （第三十回）	二・三%	平成五年四月二十二日	十五億円
（利付二十年庫債券） （第三十回）	二・四%	平成二年四月二十二日	三億円
（利付十年庫債券） （第三十回）	二・八%	平成九年四月二十一日	二百十二億円
（利付二十年庫債券） （第二十二回）	二・四%	平成六年四月二十日	二十億円
（利付十年庫債券） （第二十九回）	二・一%	平成九年三月二十九日	一億円
（利付十年庫債券） （第二十五回）	二・一%	平成三年三月二十八日	三百十八億円
（利付十年庫債券） （第二十八回）	二・〇%	平成九年三月二十七日	一億円
（利付十年庫債券） （第二十八回）	二・一%	平成六年三月二十七日	十五億円
（利付十年庫債券） （第二十六回）	一・九%	平成三年三月二十七日	十五億円

（別表）

十八 象 国 債 の 利 回 り 支 出  
十九 入 札 参 加 者  
二十 払 込 期 日

た 各 発 行 対 象 国 債 の 平 均 値 の 単  
利 回 り と す る 。  
日 本 銀 行  
元 利 金 支 出  
払 場 所  
入 札 参 加  
者  
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者  
平 成 二 十 一 年 六 月 九 日



（利付第三十国二十年庫九回券）	（利付第三十国二十年庫六回券）	（利付第三十国二十年庫五回券）	（利付第三十国二十年庫二回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫回券）
二・四%	二・四%	二・三%	二・五%	二・三%	二・五%
平成二十五年十月九日	平成二十四年四月二十九日	平成二十四年四月二十八日	平成二十四年四月二十八日	平成二十四年四月二十七日	平成二十四年四月二十七日
二億円	七十五億円	二億円	七十五億円	六十八億円	百四十億円